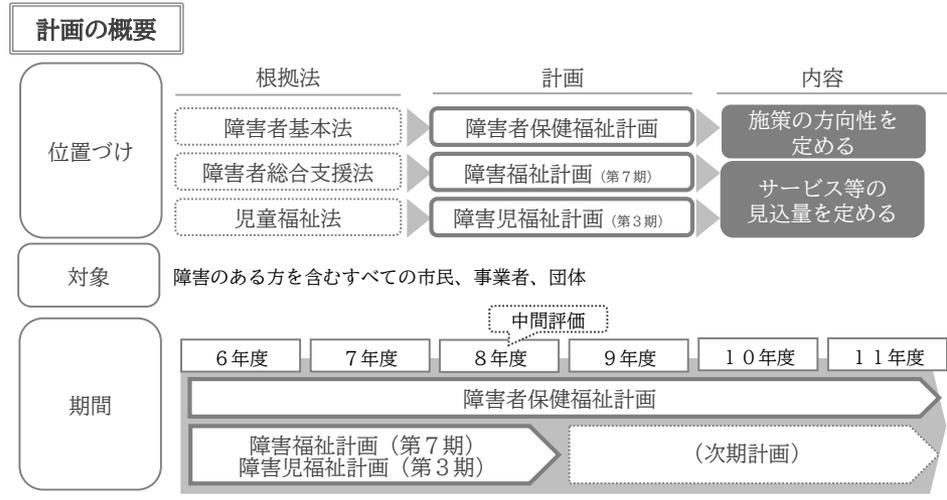


仙台市障害者保健福祉計画・仙台市障害福祉計画（第7期）・仙台市障害児福祉計画（第3期）中間案骨子



現計画期間の主な取り組みと新計画に向けた課題

現計画の基本方針 (平成30～令和5年度)	現計画期間の主な取り組み	次期計画に向けた課題
共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障害者差別解消条例の改正 障害理解サポーター事業 パラリンピックを契機とした障害者スポーツによる障害理解促進事業 	<ul style="list-style-type: none"> 児童への障害理解教育の推進をはじめ、障害理解促進に関する事業を継続して幅広く実施する必要がある 事業者に対する「合理的配慮」の周知を強化する
障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターにおける支援の拡充 幼稚園・保育所・学校等とアーチルの連携の強化 重症心身障害児・医療的ケア児等に対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の保育所・幼稚園や学校等が、子育ての不安への助言や子供の特性に応じた必要な配慮を行えるように支援力を向上する必要がある 医療的ケアや重症心身障害、強度行動障害など専門的な対応を必要とする障害がある児童への支援体制の構築及び強化を行う
地域での安定した生活を支援する体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センターの設置 障害特性に応じた「住まいの場」の確保に向けた支援 精神障害のある方の地域移行支援・地域定着支援 	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケアや重症心身障害、強度行動障害に対応した事業所やグループホームの整備促進 様々な障害特性に合わせた支援体制の整備とサービスの質向上に向けた連携強化や人材育成等の支援が必要である
生きがいにつながる就労と社会参加の充実	<ul style="list-style-type: none"> 一般就労への移行促進、福祉的就労の充実、障害者就労への理解促進 2020東京パラリンピックに向けた選手発掘・育成関連事業 障害のある方のコミュニケーション支援 	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人のニーズに応じた就労機会の確保のため、障害者雇用の経験がない企業等に対して企業側のメリットや必要なステップ・配慮の周知啓発、就労支援ネットワークの強化等による事業所の支援の質向上を図る必要がある
安心して暮らせる生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> (仮称)青葉障害者福祉センター、生活介護事業所の整備 障害福祉サービス従事者確保支援 指導監査の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 将来的な需要や障害特性等によるニーズに対応するための、施設の整備・修繕の支援や、障害福祉分野で働く人材確保・人材定着の支援

計画の方向性

次期計画ポイント

障害者差別解消法・条例の改正を踏まえ、市民・事業者の障害理解を促進するため、事業の強化・拡充を図る。また、障害のある児童等を日常の過ごしの中で支援できる体制づくりや、障害福祉サービスの利用増加に対応する量・質の確保、重症心身障害や医療的ケア等の多様なニーズに対応した事業所の整備等が求められており、事業所の人材確保・育成・定着や整備促進の支援を進めるほか、障害福祉行政の業務改善に取り組み、市民サービス向上等を図る。

理念

共生のまち・共生する社会

仙台市基本計画の目指すべき都市像として掲げられる「共生のまち」、障害者基本法の目指す社会像として掲げられる「共生する社会」を理念とする。

基本目標

一人ひとりが違いを認めあい、尊重しあい、支えあう、誰もが生きがいを感じられる共生のまちをともにつくる

理念の実現に向け、障害のある方が自らの決定に基づき、必要な支援を受けながら、あらゆる分野の活動に参加する機会や、能力を発揮する機会などが確保され、自分らしく生きることができる社会であることが重要であり、様々な社会的障壁をなくしていくため、基盤となる障害理解が浸透し、市民の具体的な行動に結びつくよう、行政が率先して取り組みを進め、市民が互いに関わり、支えあう暮らしやすいまちをともにつくることを目指す。

基本方針

基本方針1 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進

- 地域における理解者の増加を目的とした事業の強化・拡充
- 障害者スポーツによる障害理解の促進
- 文化芸術活動を通じた障害理解・差別解消に関する普及啓発の促進

基本方針2 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

- 発達特性や環境に応じた就学前療育支援システムや発達障害児の支援体制づくり
- 子育て・教育・福祉に係る機関及び施策間の連携の強化
- 放課後等デイサービスにおける重症心身障害児や医療的ケア児の受け入れ促進

基本方針3 地域での安定した生活を支援する体制の充実

- 緊急時でも地域での生活を支えるための地域生活支援拠点等の取組推進
- 地域における相談支援体制を支える基幹相談支援センターの取組推進
- 障害の重度化・高齢化に応じたグループホームの整備促進
- 視覚障害、高次脳機能障害、難病の方など多様な障害特性に応じたICT機器利用支援や自立訓練などのきめ細かな支援の実施

基本方針4 自分らしさを発揮できる社会参加と就労の充実

- 企業等に対するさらなる障害者雇用への理解促進及び環境調整の支援
- 就労移行支援事業所等の支援スキル向上及び障害者就労支援センターを中心とした就労支援ネットワークの強化
- 事業所の自主製品の販売機会の確保や、工賃向上による働きがいのある福祉的就労の充実
- 文化芸術やスポーツに参画しやすい環境の整備等を通じた社会参加の促進

基本方針5 安心して暮らせる生活環境の整備

- (仮称)青葉障害者福祉センターの整備
- 重い障害のある方の日中活動の場である生活介護事業所の整備
- 人工呼吸器装着児者をはじめとする重い障害のある方の災害時個別計画作成の推進
- 障害福祉分野で働く人材の確保と定着の支援
- 業務改善や事務の効率化を通じた市民サービス向上

基本方針および重点取組

障害者保健福祉計画の成果指標

成果指標の目標値については検討中

仙台市障害福祉計画（第7期）・仙台市障害児福祉計画（第3期）

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 令和8年度末までに、令和4年度末時点の全施設入所者数の524人のうち、6%（32人）以上の地域生活への移行を目指す等

2 地域生活支援の充実

- 地域生活支援拠点等の支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、運用状況の検証・検討を年1回以上行う
- 強度行動障害を有する障害者に関して、特性に適した環境調整や適切な支援が行われるよう、強度行動障害に対応できる人材の育成や、施設等の支援力向上を目指す等

3 福祉施設の利用者における一般就労への移行等

- 令和8年度末時点において、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の6割以上とすることを旨とする
- 令和8年度末時点において、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を作って取組を進めることを目指す等

4 障害児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターによる地域の支援体制の向上を目指す
- 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを旨とする
- 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、市内に31箇所以上確保することを旨とする
- 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに移行調整の協議の場の設置を目指す等

5 相談支援体制の充実・強化等

- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを旨とする

6 障害福祉サービス等の質の向上

- 令和8年度末までに、障害者自立支援審査支払システムによる審査結果等の共有を行い、支援の質の向上を目指す
- 実地指導等及び集団指導を通じて障害福祉サービス等の質の向上を目指す等

成果目標

主な活動指標（見込量）

サービスの種別	単位	令和8年度					
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
居宅介護	利用者数/月	1,599	1,608	1,692	1,736	1,781	
重度訪問介護	利用者数/月	61	56	62	65	68	
同行援護	利用者数/月	214	222	223	223	223	
行動援護	利用者数/月	10	11	12	13	13	
生活介護	利用者数/月	1,896	1,897	2,050	2,070	2,090	
自立訓練（機能訓練）	利用者数/月	28	30	30	30	30	
就労選択支援【新設】	利用者数/月	78	78	117	156		
自立訓練（生活訓練）	利用者数/月	159	166	176	176	176	
就労移行支援	利用者数/月	439	442	448	451	454	
就労継続支援A型	利用者数/月	497	606	720	777	834	
就労継続支援B型	利用者数/月	2,651	2,879	3,273	3,470	3,667	
就労定着支援	利用者数/月	210	252	273	285	297	
療養介護	利用者数/月	130	127	137	142	147	
短期入所（福祉型、医療型）	利用者数/月	365	415	448	483	521	
自立生活援助	利用者数/月	7	4	7	8	9	
共同生活援助	利用者数/月	1,255	1,370	1,640	1,794	1,963	
施設入所支援	利用者数/月	531	524	524	524	524	
計画相談支援	利用者数/月	1,436	1,506	1,671	1,854	2,057	
地域移行支援	利用者数/月	1.8	1.8	3	4	5	
地域定着支援	利用者数/月	6.5	9.4	13	18	23	
児童発達支援	利用者数/月	766	865	1,085	1,215	1,361	
放課後等デイサービス	利用者数/月	2,141	2,436	2,948	3,242	3,567	
保育所等訪問支援	利用者数/月	0	13	18	20	22	
居宅訪問型児童発達支援	利用者数/月	4	7	7	7	7	
障害児相談支援	利用者数/月	244	266	300	339	383	

基本方針1 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進

基本方針成果指標（アウトカム） 障害者全体への理解が深まってきたと回答した割合

- 重点取組成果指標（アウトプット）
- 障害理解サポーター養成研修開催回数
 - スポーツ教室開催回数
 - 東北障がい者芸術全国公募展（Art to You）の入場者数等

基本方針2 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

基本方針成果指標（アウトカム） 障害児家族の「障害のある方の福祉サービス」への満足度（参考※）子ども・子育てに関する相談・支援体制の充実や保育の環境整備など、子育てを楽しめる環境づくり（2.55）

- 重点取組成果指標（アウトプット）
- 児童発達支援センターによる相談支援回数、訪問支援回数
 - 保育所等訪問支援事業所による支援回数
 - 重症心身障害児に対する支援（児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所数）
 - 医療的ケア児等支援のためのコーディネーターの配置等

基本方針3 地域での安定した生活を支援する体制の充実

基本方針成果指標（アウトカム） 障害のある方・家族の「障害のある方の福祉サービス」への満足度（参考※）困ったときに相談しやすく、地域で孤立せずに支えあいがながら暮らすことができる環境づくり（2.49）

- 重点取組成果指標（アウトプット）
- 地域生活支援拠点における基幹相談支援センター等とのケース検討や支援の実践報告会の開催、運用状況の検証・検討
 - 基幹相談支援センターにおける合同事例検討会
 - 共同生活援助（グループホーム）の利用者数/月
 - 視覚障害者支援センターにおけるICT機器等利用に関する相談者数等

基本方針4 自分らしさを発揮できる社会参加と就労の充実

基本方針成果指標（アウトカム） 障害のある方・家族が希望する活動に参加できていると回答した割合（参考※）年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらない、一人ひとりの状況に応じた就労や社会参加などの機会づくり（2.55）

- 重点取組成果指標（アウトプット）
- 就労移行支援事業所等連絡会議の開催回数
 - ふれあい製品フェア・市内の商業施設での販売会開催日数
 - 障害のある方の文化芸術活動の参加に関する指標等

基本方針5 安心して暮らせる生活環境の整備

基本方針成果指標（アウトカム） 障害がある人にとって暮らしやすいまちだと回答した割合（参考※）一人ひとりが尊重され、安心して暮らすことができるまちである（2.66）（参考※）年齢、性別、国籍、障害の有無など、一人一人に応じた暮らしやすい環境づくり（2.71）

- 重点取組成果指標（アウトプット）
- （仮称）青葉障害者福祉センターの整備の進捗状況
 - 生活介護事業所の定員数
 - 災害時個別計画の新規作成件数
 - 事業所を対象とした人材確保・定着を支援するセミナーや交流会の実施回数
 - 業務改善や事務の効率化を通じた市民サービス向上に関する指標等

※令和5年度「仙台市市民意識調査」調査結果。括弧内の数値は、施策評価に対する回答を4段階で点数化し、その平均を評価値としたもの。

基本方針および重点取組の成果指標